

平成24年度第4回社会教育委員会議会議録

日 時 平成25年3月28日(木)

14:00～15:40

場 所 文化会館 3階第2・3会議室

出席委員 奥田議長、別紙副議長、池田委員、小林委員、高橋委員、中川委員、
森山委員、山口委員 計8名
欠席委員 小藏委員、村上委員 計2名
事務局 教育委員会スポーツ生涯学習部：生水部長、木戸次長
生涯学習推進課：松平課長、沢渡主査
文化振興課：木戸主査 青少年課：宮嶋課長補佐
勇払公民館：村田囑託館長 中央図書館：石井館長、今井副館長
博物館：荒川館長 科学センター：矢萩主査
スポーツ課：野水課長、永井係長

-
- 1 開 会 (進行) 生涯学習推進課主査
 - 2 挨拶
社会教育委員会議議長
スポーツ生涯学習部長
 - 3 議 事 (議事進行) 社会教育委員会議議長
(1) 第四次生涯学習推進基本計画について

<説明>生涯学習推進課長

それでは、「第四次生涯学習推進基本計画」につきまして、ご説明申し上げます。
まず最初に、この計画の策定につきましては、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

この計画は、本市における生涯学習推進のための行政計画であり、「苫小牧市総合計画 基本構想・第5次基本計画」との整合性を図り、その部門別計画として平成25年度から29年度までの5か年を見通して策定いたしました。

「苫小牧市総合計画」が、平成20年度から29年度までの10か年計画であり、社会環境が急激に変化している状況や、教育改革の動向を踏まえまして、「第四次生涯学習推進基本計画」は、前回同様5か年計画といたしました。

また、「苫小牧市総合計画」の大きな柱になっている「人間環境都市を目指したまちづくり」を踏まえ、「学びから生まれるひとづくり、まちづくり」を目指した計画として策定いたしました。経緯につきましては、平成3年度からの「第一次生涯学習推進基本計画」は、生涯学習の基盤づくりの役割を果たし、続いての平成10

年度からの「第二次生涯学習推進基本計画」、平成20年度からの「第三次生涯学習推進基本計画」は、生涯学習の進展と発展の役割を果たしました。

そして、「第四次生涯学習推進基本計画」は、それに引き続く、これまでの取り組みを踏まえた、本市の生涯学習を一層充実させていくための計画と位置づけており、生涯学習推進の大きな方向性を示す、指針となる計画でございます。

「第四次生涯学習推進基本計画」は、前回の「第三次生涯学習推進基本計画」の理念を基盤とし、継続性を図るとともに、一層の充実を目指し、「学んだ経験や成果をまちづくりに生かす」という視点に立った生涯学習を展開することによって、活力ある地域づくりが進むものと期待し策定しております。計画の構成や具体的な内容につきましては、計画書の8ページ及び18ページの全体図をご覧ください。

「第四次生涯学習推進基本計画」は、「市民憲章」と「人間環境都市宣言」、さらには「スポーツ都市宣言」を受け、「生涯学習推進の基本方針」と「教育推進の総括重点」のもとに、「連帯と共生で、活力ある学びとまちづくり」を主題とし、「生涯学習推進の基本目標」を指針としております。

この「生涯学習推進の基本目標」の内容は、「市民一人ひとりの生涯にわたる学習意欲を高め、豊かな心と自立の力を育て、人と人々が連帯する活力のある学びの環境づくりと、学びを生かしたひとづくり、まちづくりに努める」ことを目標とし、これに基づいて、2つの「推進の重点」を掲げております。

推進の重点の1つ目は、「いつでもどこでも学ぶことのできる環境整備の充実、学びを支援する環境づくり」、2つ目は、「学んだ経験や成果を生かす地域コミュニティ形成の促進、学びから生まれるひとづくり・まちづくり」といたしました。

この2つを柱とし、「推進の方向」として、それぞれ3項目、さらに合計22項目の「施策の展開」とし、それぞれに、具体的な施策を盛り込んでおります。

平成18年12月の教育基本法の大幅な改正後は、大きな改正はございませんが、社会環境が急激に変化している状況や、教育改革の動向を踏まえまして、この計画の重点としたものは、第1に、生涯学習環境の整備・充実と、市民一人ひとりの学習ニーズへの、学習情報の提供をはじめとした一層の対応が求められていること、第2に、「個人の要望」と「社会の要請」のバランスに立ち、社会参加を目指した学習を調和的に行い、市民の学んだ経験や成果を地域活動やまちづくりに生かしていくことが望まれていること、そして、大学などの高等教育機関や団体・企業などとの連携を一層深め、「生涯学習はまちづくり、まちづくりは生涯学習」の視点で進めていくという点でございます。

今後の本計画の展開につきましては、それぞれの関係部署におきまして、本計画を指針とした具体的な「事業計画」を策定し、施策の具現化を図っていくこととなります。

なお、教育委員会におきましては、2月13日の、定例教育委員会会議において、この計画を説明し、ご承認をいただいております、生涯学習研究協議会につきましても、同日、説明をしております。

また、3月13日には、議会の文教経済委員会において、同様の説明をし、ご承認

をいただいているところでございます。

以上で、「第四次生涯学習推進基本計画」の説明を終わります。

<質疑>

議長：ただ今の説明にご意見、ご質問等ございますか。

委員：第四次の基本計画が順調に進むことを願っていて、この計画自体については、全く異論はありません。それを前提に、昨年も、この同じ時期にご質問したと思うのですが、普通は計画を立てたら、どういうふう to 実施され、実践されて、最後は自己点検評価といいますか、計画自体にどこが残ったか、どこがうまくいったかという総括といいますか、点検評価が出されるというのが、現今の教育行政、あるいは学校教育では当たり前になっているわけですが、この基本計画の第三次の総合的な総括といいますか、自己点検評価は、各部署部署ではなくて、計画そのものがどう行われてどう行われなかったのか、何が残ったのか、どうして残ったのかというあたりの報告が、やはり社会教育委員会に報告されるべきではないでしょうか。というのが質問の趣意です。

生涯学習推進課長：それにつきましては、確か私の記憶では、同じような質問が昨年あったかと思えます。そうした中で、私の方からお答えしているのが、事業の実施の報告につきましては、生涯学習研究協議会の中で報告はさせてもらっています。委員がおっしゃっていたように、計画書自体は、指針を示す大きな計画ですので、あとの具現化する計画については、各部署で担当することになりますので、そちらの部分については、委員もご存知の教育委員会の点検評価報告書というのがありますが、その中でそれぞれが検証して報告をしているという形になってくるかと思えます。そのような説明を昨年もしているかと思えます。

委員：そうでしたね。そこで、基本計画は5年なんですね。ですから、その5年の計画全体の進捗状況といいますか、実施、実践で、どこがどうだったのか総合的に、社会教育委員会にこれは報告されているわけですから、社会教育委員会でその成果やあるいは残された問題、それが次の第五次にどう生かされるかということは、社会教育委員会として完結した方がいいと思うんですけど、これは見間違いですかね。

生涯学習推進課長：計画書自体は、大きな流れといいますか、指針を示すものでございますので、5年間のトータル的な検証というのは、正直しておりません。ただ、先ほども言いましたように、単年度ごとについては、研究協議会の中でご報告させてもらっていますし、教育委員会の点検評価報告という中で、単年度ごとということではやっておりますので、そういう積み重ねたものが、5年間の評価ということになるかと思えます。

委員：これ以上はやめますが、単年度は、単年度で、全体の進捗度、あるいは実施計画がどれだけ進んだかということについての、全体の総括がやはり、

苫小牧市教育委員会に出ているわけですから、そこで出されるべきが、そして社会教育委員会で報告されることが肝要ではないかということ発言して終わりたいと思います。

議長：ありがとうございます。

生涯学習推進課長：ひとつ確認ですけど、計画書は、すべてをこの5年間で実施するというものではないんです。そこだけは、ちょっと御理解していただきたいと思います。

議長：他に、どなたかご意見、ご質問等ございますか。

委員：今の、委員さんのお話もよくわかりますし、課長さんの説明もよくわかりました。ただ、今課長さんの説明にもあったように、何と言うか最近は先行きが不透明で、時代の流れも速くて価値観も多様で、この5年間という計画を立てられたのですが、ぜひとも中間あたりで1回アンケートとか、そういうもので見直しをしながら、少し方向修正が必要な時には、英断をして、この計画は3年前に立てたけれども、ちょっと方向修正するとか、そんなこともこれからの時代には必要なのかなという感じがしています。もちろん、年度年度で反省を行うことも、とても大切ですが、ちょっと中間あたりで、もう少し見直しをして、委員の言うとおりに、最後には、1年前には総括をして、次の計画にあたっていくという手順がいいんだろうなと思っています。ただ、このアンケートで、だいたいの市民の生涯学習に対する意向、思いはけっこうくみ取れるところはあるのかなというふうに思っています。委員さんの素晴らしい発言ですし、課長さんの力強い推進に期待するところは大きいものでございます。よろしくどうぞお願いします。

委員：一言。私が担当させていただいている、教育委員会点検評価報告書の単年度の外部評価ですが、これを読みながら、この単年度の事業は、5カ年計画のどこに位置付いているのかということが、必ずしもはっきりしないんですよ。ですから、もし、これに書いてある、自己評価をしているのであれば、これは、生涯学習推進計画のこの段階でのこういう実施の仕方をして、ここにちょっと残ったとかいうようなことを書いてくださると、もっとわかりやすいのではないかと思います。

生涯学習推進課長：そのお話も、昨年委員からお話がありまして、この計画書を策定して、部内の説明の中では、この点検評価のときに、委員から今のようなお話があったということを説明しまして、次回からは、この計画のどこに根拠があるのか、直接ここに結びつかない事業もあるかと思いますが、この計画書に結びつけれるものがあれば、そういうような形で作ってほしいということは、私の方から各施設の方には、説明会の中で要望していますので、次回からなるか、その後になるかわかりませんが、そういう方向に進むものだと思います。

委員：わかりました。今年、期待しております。

議 長：他にございますか。
ないようですので、(1)は、これで終了したいと思います。

- (2) 平成 25 年度スポーツ生涯学習部事業概要について
資料に基づき、
予算：スポーツ生涯学習部長から説明
事業概要：各課長、館長等から説明

議 長：ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

副 議 長：今、説明をうけまして、非常に盛りだくさんで、多額の予算についての事業計画、非常に素晴らしい事業計画を説明いただいて、これはかなりいいところいきそうだなと思うのですが、一方で、この場で言うのが適切かどうかわかりませんが、マスコミを騒がしております、学校で言えば遊びといじめとの境目、それから特にクラブ活動での教育指導、体罰とかパワハラが出てきています。苫小牧市では、よもや潜在的にあるのか、ないのかその辺はよくわかりませんが、もし現われた場合には、特に教育委員会の名のもとで、非常に感度の鈍い対応というのがマスコミで取り上げられています。すべての教育委員会がそうだとは思いませんが、ああいうとられ方をされて、クローズアップされたら非常に恥ずかしい話で、苫小牧市としても、これから先どうしようかという話になってしまうと思います。一方で、そんな中において、スポーツ愛好者以外の児童、生徒の体力がどんどん下がっていく低下傾向が治まらないというのがありますから、非常に事業計画が立派で、金をかけて盛りだくさんの事業をやっても、ベースとなるものをいかに底上げするか、いかにいじめをなくするか、パワハラをなくするか、体罰をなくするか、そういうような観点をベースにやられていると思うのですが、特の個々の事業の中で、そういうものに目を配って、そういう問題がおきないようにぜひやっていただきたいと思っています。

生涯学習推進課長：私の方からでいいのかわかりませんが、多分学校教育と重なり合う部分があるかと思います。副議長のおっしゃった遊びといじめの部分ですとか、体罰の部分については、今年指導室の方の指導主事が増員されていますし、相談員も増員されているという状況もございますので、学校教育の観点からも、そういう部分では、充分、25年度は配慮された配置になってきているかと思いますが、ご懸念されているようなことは、苫小牧ではないというように私は考えておりますので、私の方からはそこまでですが。

副 議 長：私もそう思います。

委員：一つ美術館について、伺います。この事業を見て、美術館がいよいよできるのだという心躍る感じがいたしますが、苫小牧市美術館基本計画というのが社会教育委員会議でも配られたような気がいたします。24年1月の文書ですが、その基本理念のところ、「市民に開かれた美術館」というのがまず、冒頭にあって、二つ目も「子どもたちの感性を育む美術館」というのが謳われています。それで、事業活動計画がいくつかあるわけですけど、その柱の4番目に「子どものための美術展や各種文化団体と連携した市民美術展などを開催します」というふうに事業計画には載せられています。さらに教育普及事業計画の中でも「市民の創作活動を支援するとともに、地元芸術家との連携を積極的に進め、美術活動の活性を図ります」という項が謳われております。それから市民ギャラリー利用計画というふうにあります、「各団体などの発表の場として利用促進を図ります」ということも謳われております。つまり市民に開かれた美術館の具体的な事業計画や、利用計画について、基本計画では謳われているのですが、既にもう7月から動き始めるこの美術館で、今の基本計画の柱がどんなふうに活かされていくのか、どんなふうな道筋でこれが実現されていくのか、条例とか、あるいは何かをお作りになるのかもかもしれませんが、その辺の見通し、そのところをせっかくの機会ですから伺っておきたいというふうに思います。

博物館長：私から説明させていただきます。今、何点か基本計画に挙げたものを、今年度、全部それを実行するわけではなく、今後実行を進めていくという内容で、開館も7月なものですから、期間が短い中で進めていきますので、先ほどの市民ギャラリーにつきましては、今年度は、まずは美術館を観ていただきたい、ワークショップの中でも高いレベルのものを観たいという方がいらっしゃいますので、そういう観点から、様々な絵画をご覧いただきたいと思ひまして、ギャラリーについては、今年度は、準備はしておりません。ギャラリーについては、26年度から進めていこうというふうに考えております。あと、「感性を育む美術館」ということでは、「子どものための美術展」とか、その中で展示とか、あるいは作家の方と一緒に子どもたちが語らうとか、そういう内容で展開していきたいと思ひます。事業の中で、ひとつひとつについてご説明すれば、内容が見えたのかもしれませんが、表題だけでご説明したので、ちょっと不明瞭な部分があったと思ひますが、まずは、今お話しした「感性を育む」については、子どものための美術展という内容の中で進めていきたいと考えております。あと、市民の方と作家の方と一緒に展示会を開催するという点につきましては、今お話ししたとおり、例えば子どものための美術展の中でも、苫小牧で現在活動されている若手の作家の方と一緒に展開するという点も、この中では予定しております。

26年度以降もそうした計画を煮詰めながら進めてまいります。それから条例の全面的な改正がございましたので、今議会で提案させていただきますし

て、通ったところでございます。詳細については、7月開館までに規則とかを設定していきたいと考えております。加えて、ボランティアなどの要項も7月を目指して進めているところでございます。

委員：具体的に、「各種文化団体と連携した市民美術展などを開催します」というときの市民美術展の開催要項といいますか、どんな市民美術展だったら、美術展で展覧会ができるかとか、そういうことは、近々要項とか基準みたいなものができそうなんですか。

博物館長：それについては、まだあがっておりません。今やろうと思っているのは、26年度の計画ですが、美術館と共催で、市民団体というか美術団体というか、そこと共催で開催しようと、相手方にはまだ説明はしていませんが、そういうふうに共催で展開していくと考えております。ギャラリーを貸してということではなくて、そして共催という形で開催しようと考えております。

委員：もう一つ、博物館協議会というのが、看板が変わって美術博物館協議会というふうにこれからなるのですか。

博物館長：7月下旬に条例が変わりますので、条例の中で、現在の博物館協議会が、美術博物館協議会という名称に変わるということになっています。

委員：それで中身は同じですか。美術館ができて美術博物館というふうになると思うのですが、メンバーは同じ定員ですか。

博物館長：定員に関しては、同じ10名でございます。但し、去年、美術館ができませんので、美術館に精通している者、詳しい者ということで、公募いたしましたして、応募された方から1名を選ばさせていただきました。今回美術に詳しい方に入りました。

委員：美術館については、わかりました。

議長：他にございますか。

委員：苫小牧市も施設の老朽化というのがあると思うんですよね。ときわスケートセンターもかなり古くなって、4億2千万、スポーツ関係の施設で13億ですか、これは、結構な話なのですが、私の記憶で、科学センターについては、毎回、施設の老朽化を言われていると思うんですよ。施設維持というところで、1千700万円計上されていますけど、ここは相当厳しいのではないのでしょうか。というのは、他のところも施設の維持管理で計上してますけど、ここは老朽化と安全管理だと。ひょっとしたら安全も確保できないくらいの老朽化で、最初、昭和45年に建てられたのかな、そうすると43年くらいかな。このあたり、科学センター、確か毎年のように施設の老朽化という話がでると思うんですけど、ときわももちろん予算を付けなきゃならないのでしょうか、このあたり、科学センターなんて、今後どういう展望、将来的にですね、つぶしてしまうのか、あるいは、予算を来年度、再来年度にまわして、ここも4億5億かけて新しくするとか、

そういう展望はありますか。安全確保なんて、結構深刻じゃないですか、万が一何か起きたら。ちょっとお考えを。

スポーツ生涯学習部長：安全確保の面ですが、これは、日々職員が目視とかいろいろな点検をしているわけですが、例えば今年の冬、暖房管に一部き裂が入って、温水が漏れていたというような、委員がおっしゃる施設の老朽化による建物の不備といいますか、故障はおきています。将来的な展望を述べさせていただきますと、実は、市役所の中で、公共施設の在り方プロジェクトチームというのがございまして、そこで今、あらゆる公共施設をストックするのか、それとも転売するのか、壊すのかといった方向性の点検評価を今やっているところです。ただ、この地域は、市民会館がかなり古くて、これを建て替えることを視野に入れて、全体的な計画を今、考えなければならぬんです。まだ、これは正式に決まったわけではないのですが、市民会館を建て替えるときには、その場所での建て替えはできないものですから、例えばの話ですが、東小学校と若草小学校を統合して、若草小学校に移して、東小学校の跡に新しく建てるとか、そういった大規模な計画の中で、この科学センターも論議される施設なものですから、今、科学センターだけを莫大なお金をかけて改修できるかということ、そういう状況にはないということをご理解いただきたいと思います。市民会館のあれだけ大きな建物を改築するとなりますと、まず場所の確保、周り一帯が影響を受けますし、あと、新しく建ったところの駐車場の確保もしなければなりませんので、総合的な問題が、まだ何も決まっていないうんです。で、今庁舎の中で検討している公共施設の在り方プロジェクトチームが、今第2段階までいってまして、第3段階まで上がった時に、具体的にどうするかということが、結論付けられてくるのですが、まだその段階まで至ってございませぬので、その間科学センターだけをどうするかというのは、ちょっとまだ。ですが、危険な場所が出ましたら、当然補正予算を組みまして、市民の安心、安全を守るためにきちっと修繕等はやっていく体制は整えてございませぬので、ご理解いただきたいと思います。

委員：そうですか。ありがとうございます。

議長：他にご意見ありませんでしょうか。なければ、閉めさせていただきます。

(3) その他

生涯学習推進課長：今後の25年度の社会教育委員会議の予定につきましては、9月に例年の文化賞等の審議と、3月下旬の今日の会議ということで、一応2回予定しています。臨時に何かであれば、その都度ご案内させていただくということになっております。

委員：よろしいですか。今後の図書館指定管理者制度導入の日程がどうなっているかということと、この間の社会教育委員会議の意見が、教育委員会会議

で報告された内容について、今ここで伺うことはありませんが、教育委員会議の議事録で公になるのはいつごろでしょうかということ、質問させていただきたいと思います。それから、答申のことにつきまして、昨日図書館協議会が行われて、私は道新でちょっと様子を知ったところでありますけれど、答申そのものは、協議会委員が非常に専門家も含めて、熟議をして答申を出して、決して軽はずみや、あるいは分からずやや、まったく無知な協議会委員が答申を出したのではなくて、非常に専門性の高い答申をしていると思います。それは、本当に市民の声だと思いたいますが、そういうことが、必ずしも重要視されないで進んでいっていることに、私はこの行政というものについて、市民の声をどういうふうにして大事にしているかという点で案じているというのが、率直な感想ですけれど、その答申では一貫して、現状の評価をして、自主改善努力をすることは、可能だと言っているんですね。で、この答申の趣旨は、非常に先見性がある、優れたものだとは私は思うのですが、その一つの証拠に外部評価を、はっきりと第三者の外部評価、つまり図書館協議会などを含めて外部評価をした方がいいということを提言しているんですね。それに対して、24年12月19日の文科省の望ましい図書館の基準に、そっくりそのまま入れられるくらいに先見性のある優れた答申を出したというふうに思っています。それに対して、市教委がどういうふうに答えたかといいますと、答申に対する考えの中で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条があって、それで評価をしていただいておりますので、外部評価のシステムは必要ありません。」と言っているんですね。これが、正式な市教委の考え方です。ところが、ご承知のように、今言った、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのは、先ほど話題になりました単年度の教育行政一般に対する個別の自己点検評価についての条文です。平成20年に実施施行されたもので、それで答申が指し示しているのは、図書館法による、そして望ましい基準に則った外部評価です。市教委が出しているのは、いわば立法精神が全く違う条文を出して、それで外部評価の必要性がないというふうに言うておられる。これは、全く根拠のない外部評価の必要性ですね。そういう評価で、外部評価を強く求めている答申に対する真摯な答えになっているんだろうかということ、申し上げたいというふうに思います。これでいいのでしょうか、ということですね、申し上げたいと思います。

本 生涯学習部長：まず、評価の件ですが、今2月の議会におきまして、同じようなご質問がございまして、まず、現状の図書館における点検評価を行わないのかというご質問に対しまして、今議会終了後速やかに実施するという事で、お答えさせていただいております。それは委員がおっしゃるように昨年12月に出されました文科省の新しい基準に基づく評価、ただ文科省の点検評価の考え方を努力義務として設けた背景というのが、全国の図書館において、指定管理者制度がかなり導入されたことに伴いまして、平成13

年度から、今、平成 25 年度に向かうにあたりまして、かなりの年数が経った時に、鑑みまして導入がかなり進んだために、導入する際にあたりまして、いろいろな懸念される点がある、あと、導入後においてもきちんと点検評価のシステムを構築して、指定管理者制度を入れるべきだという懸念があったために、ああいう基準を定めたものと、我々は考えています。ただ、委員おっしゃるように、入れる前に図書館協議会からも現状の把握、そういった必要性があるというご指摘もあって、また文科省の基準も変わったことから、今議会でそういった答弁をさせていただいております。その上で、点検及び評価に向けて、今作業中でございます。それと今後の導入の日程でございますが、議会でも報告させていただいておりますが、来月 4 月に教育委員の方で、道内他都市における導入例を、実際この目で確かめたいということもございまして、教育委員の皆様が道内他都市を視察して、それで、今現在図書館で、自分たちで点検評価をやってございまして、評価結果に基づきまして、教育委員が実際視察をしてきて、その見聞を考慮しながら、教育委員が直接、自分たちで再度評価をし直すと。この評価は外部機関とか図書館協議会とかということも書いてございますが、関係者及びとなっておりますので、教育委員の評価も外部評価とまではいきませんが、教育委員はいろいろな方々がなられておりますので、図書館を扱っている大学教授の方もいらっしゃいますので、そういった方々の評価をいただく予定でございます。それと今後の導入の予定でございますが、6 月議会の条例提案に向けまして、4 月の中旬くらいからパブリックコメントをする予定でございます。図書館の指定管理者制度導入について社会教育委員会議に再度、何かしらの話し合う機会を設ける予定はあるかということでございますが、これは現在検討中でございます。図書館の自己評価の結果がどのように、いつごろできるかということもございまして、スケジュール的なこともございまして、それができた段階で、社会教育委員会議にお知らせするか、それは教育委員の評価が終わってからまとめお知らせするか、その辺はまだ協議中、検討中ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員：市の考え方を答申に対して出された中で、今お話した、外部評価のシステムが必要性はないといった時の根拠に、今、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条ありましたよね、これは正解ですか。

ｽｰ 生涯学習部長：正解ですね。

委員：そんなこと言っているんじゃないですよ、これは。図書館法に基づいて、答申は外部評価を、あるいは評価をなさいと言っているんですよ。

ｽｰ 生涯学習部長：評価というのは、文科省の基準によると努力義務なんです。法的に義務付けられているものではないんです。法的に義務付けられているものとしたしましては、教育委員会全体で行っている事業、いろいろな事業の評価そのものが法的に義務付けられているものなんです。ですから、

管理運営に関する評価までを義務付けしているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

委員：それは、図書館運営全体に対して、今度の12月のは、第三者機関つまり図書館協議会を含めた第三者機関でやるのが望ましいということを行っているのと、ここで評価するのは、例えばこれは小中学校の学習活動支援とか、図書館ボランティアによる市民協働とか、その年の単年度の個々の事業についての評価であって、図書館全体についての運営状況についての総合評価を求めている図書館法によるのと、全く違うんですよ、それを正解というのであれば。

図書館長：今、評価のお話をいただいておりますが、ちょっと話がずれるかもしれませんが、現在の運営状況につきましては、既に平成23年11月の図書館協議会の席上において大変厳しいご指摘及び評価を頂いております。そのことが今ご指摘の運営評価としてのお話ではないと思いますが、確か平成22年3月に公共図書館における評価に関して、その評価項目や指標などの検討について報告されております。こうした点については、取り組んでこなかった部分があります。従来から、今ほどお話がありましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条による点検評価を行ってきたということでございます。

さらに昨年12月に文部科学大臣による図書館の設置及び運営上の望ましい基準の告示があり、それに基づいて評価したうえで、自助努力することが先だろうというお話だと思うのですが、この基準については平成24年8月に有識者による、「これからの図書館のあり方検討協力者会議」が開かれ報告されておりますことから、様々に変化する図書館運営において、今後はこうした基準を参考に取組む必要があるのではないかと感じております。

委員：端的な答えがないんですけど。今言われた、地方教育行政の組織及び運営の係る法律第27条をもって、図書館の運営に関する総合的な自己点検評価にはならないのではありませんか、という質問に対しては、どのようなお考えをもちますか。

図書館長：そのようには、捉えておりません。

委員：そのようにというのは、総合評価？

図書館長：はい。

委員：ここに出されているのは、単年度の評価ですよ。図書館運営が、どんなふうに行われるかというのは図書館法に基づいた総合評価なんですよ。

図書館長：部長も先ほど申しました、努力目標ということでの位置付けですよ。ですから、努めるべきということですよ。そこら辺、委員がおっしゃることは、重々わかるのですが、本市の教育委員会として、そのような位置付けで捉えていますので、今図書館法で謳われている努力目標、努めなければならないという表現の中において捉えてきていますので、そこら辺はご

理解いただきたいと思います。

委員：勉強不足で、1月の会議は、私どうしても用事があったて出られなかったんですが、それは、1月にやったんでしょ。何言ってるのか、よくわからないんですよ。議長わかりますか。ポイントを明確にしてもらわないと。よろしければ、何がポイントなのか、何を話し合われているのか。私だけかな。議長、整理していただければ。

議長：指定管理をするにあたって、図書館協議会で出した答申で、これから図書館をよくしていくためには、今までのやってきた内容をきちっと、何ができて、何ができていないかという評価をきちんとして新しい図書館を作っていくことはできないんじゃないですかということ、委員は、図書館法でいっている外部評価も含めたいろいろな指数を含めて、こういうふうには評価をしましょうというふうな、指針が出ているそうなんですけれども、それに則ってやらなくていいんですか、というのが委員のご質問だと思います。

委員：だいたい、少しわかりました。

委員：市の答申に対する考え方で、7条によってだけ書いてあるんです。だから、なかなかわかりにくいんですよ。わからないのだけれども、確かめてみたら、ああこれなんだとって、教育委員会点検評価報告書っていうのを毎年出すんですけど、その年に教育長が教育行政全般について、方針を出して、どんなふうには実施されたかというのを自己点検して、表で出してくるんですね。それは、単年度ですから、このときにこういう方針で図書館はやります、といったら、図書館の事業について書かれてあるんです。例えば、24年度なら24年度の事業について、こういうことやって、こういうことやって、うまくいった、うまくいかなかったと書いてある。で、それをもって、図書館全体の評価はなされている、外部評価はなされているので、図書館法にいう図書館の評価というのを正式にやらなくてもいいのだという言い方なんです。これは、立法の精神が違うから、これをやっているから、評価をしなくてもいいという理由には全くなならないのじゃないですかというのが、私の質問なんです。

委員：単年度ではなくて、今までの図書館運営全体に対する評価が必要だというのは、それは、どこがやるんですか。

委員：それは、図書館協議会10人全員が一致、10回も会議を続けた、その答申の根本的な観点なんです。要するに、外部評価を、あるいは、評価をきちんとして、そこでどうやってどこに欠陥があって、どういうふうには改善したら図書館がよくなるかということ、現状評価をやるということが、一番大事なことで、なぜやらないのですか、という問いかけが答申の根本的な問題なんです。ところが、それには答えていないんです、市教委の考え方を。それで、なぜ外部評価をやらないかという、この単年

度評価をやっているからいらないのだという理由なんです。それは根拠がありませんでしょというのが、今日の私の質問です。

ｽｰﾝ生涯学習部長：それで、先ほど2月の議会で、議会終了後速やかに自己評価をやりますという答弁をさせていただいたことを説明させていただきました。

委員：それではね、事業評価をやった、一方では指定管理の方針がどんどん進んで、ここで言っているのは、現状評価をしっかりとやって・・・その結果によって指定管理は、方針変わりますか。

ｽｰﾝ生涯学習部長：多分変わらないでしょうね。それは、我々事務方としては変わりませんけれども、何回も答弁させていただきますけれども、最終的には、教育委員会のすべての事業は、教育委員が決定することなんです。教育委員会で決定される最高決定機関は教育委員会会議なんです。我々は、そういう方向性が、上から示されれば、我々は公務員ですから、地方公務員法第32条に基づいて業務を粛々と執行しなければならない。我々の立場は、指定管理者制度導入に向かって粛々と業務を進めると。それに対して、図書館協議会の方々の貴重なご意見や、ワーキンググループで作っていただいた成果物の理想の図書館像とか、先日の社会教育委員会議で皆様からいただいたいろいろなご意見などをストレートに、教育委員の皆さんに伝えて、それで最終的に教育委員の方々が、実際指定管理制度を導入している都市を見たいというご意見もあって、4月の上旬に視察に行くことを決めていまして、そういったものを見て、視察に行っているいろいろな意見なり、総合的に、最終判断を教育委員会がするという、そういう流れであることを先ほど説明させていただいたところです。委員がおっしゃるように、図書館協議会や社会教育委員の皆さんの意見を重要視していないとか、そういうことでは決してないということをご理解していただきたいのです。何か、行政が勝手にどんどん進めているというふうに、誤解されているような気がするのです、私といたしましては。ただ、事務方は組織の中の一員ですから、粛々と事務を進めるのは職務ですから。何度も説明させていただいておりますが、最終的には、教育委員の皆様の判断、合議制によるものですから5人の教育委員の方の判断に委ねられているということをご理解いただきたいと思います。そのために、皆様のご意見をいただいているということです。

委員：教育委員会で決めて、最終的には市議会なんですよ。

ｽｰﾝ生涯学習部長：最終的には市議会ですが、ただ、導入すると教育委員会が決めれば、今度は市長が議案提案権をもっていますので、市長が議案として市議会に提案するということになります。

委員：賛成多数じゃないと、通らないわけですね。

ｽｰﾝ生涯学習部長：最終的には、議会の議決ということになります。

委員：わかりました。

委員：教育委員の皆さんを信頼しているんですけども、行革プランがのった時に図書館問題については、質問一つですよ。全く、本質的な討議をしないで行革プランにのっかっているんですね。その、教育委員会が、どのくらい深い議論をしていただけるのか、あの図書館協議会が出した答申は、30時間くらい使っていると思うんですよ。そのくらいのレベルまで、図書館の本質について、しっかり議論していただける教育委員会であれば、信頼をさせていただきたいと。2分くらいしか使っていないんですよ。

スポーツ生涯学習部長：今、現在教育委員の皆様には勉強会を開いていただいております。教育委員会が30時間の時間をかけて会議をやるというのは、不可能でございます、非公式で教育委員の方々には勉強会を開いていただいて、きちんと勉強していただいております。教育委員になられる方々も見識者でございます、委員のおっしゃるような、1、2分討議しただけで、ということをおっしゃいますけれども、やはりいろいろな業界のいろいろな方々がおられて、例えば学校の校長先生であったりとか、大学の教授であったりとか、図書館協議会と同じようないろいろな見識をもった方が、教育委員となっておられますので、我々は、そういった見識の高い方々のご判断にお任せするというのが、我々の職務ですので、それはご理解いただきたいと思っております。

委員：じゃあ、教育委員会が2時間なら2時間で判断するのではなくて、それまで、非公開で勉強会をやっておられるということですね。

スポーツ生涯学習部長：議事録はありませんけれども、この前の文経委員会に何月何日に開催したという資料は、お出ししております。

委員：非公式でも勉強会はやっておられるということなんですね。わかりました。

議長：他にございますか。

それでは、ないようですので、本日の社会教育委員会会議は終了させていただきます。

4 閉会

15時40分終了